別紙様式第二号に次のように加える。

第6　危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況

第7　完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○財務省・経済産業省令第三号

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十四条第二項の規定に基づき、経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第四十四条第三項」を「第四十四条第二項」に改める。

第十八条を削る。

第十九条の二第一項中「第四十四条第四項」を「第四十四条第三項」に改め、同条第二項第一号中「第四十四条第二項」を「第四十四条第一項」に改め、同項第二号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第一項」に、「同条第三項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条を第十八条とする。

第十九条の見出しを「（特別準備金の額が変動する場合におけるその他資本剰余金の額の特例）」に改め、同条第一項中「第四十四条第四項」を「第四十四条第二項」に改め、同項第一号又は同条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「第四十四条第四項」を「第四十四条第三項」に改める。

第二十条の見出しを「（特別準備金の額が変動する場合におけるその他利益剰余金の額の特例）」に改め、同条第一項中「の規定により危機対応準備金の額又は法第四十四条第二項」を削り、「同条第一項第一号又は同条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「第四十四条第四項」を「第四十四条第三項」に改め、「危機対応準備金の額又は」を削る。

第二十一条の見出しを「（特別準備金を減少する場合の主務省令で定める計算書類に関する事項）」に改め、同条中「及び法第四十七条の二第二項で準用される」を「において準用する」に改める。

第二十二条の見出しを「（特別準備金に係る報告義務）」に改める。

附則を附則第一条とし、附則に次の六条を加える。

（危機対応業務に関する事業計画の認可の申請）

第二条　株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）は、法附則第二条の四第一項前段の規定により危機対応業務に関する事業計画（以下「事業計画」という。）の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2　商工組合中央金庫は、法附則第二条の四第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

（危機対応業務の実施方針に関する事項等）

第三条　法附則第二条の四第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　危機対応業務の実施方針に関する事項

イ　株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害の発生時における対応の方針に関する事項

ロ　株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害の発生に備えた取組に関する事項

ハ　危機対応業務に係る資金の貸付先の経営改善の取組等に関する事項及びこれを通じた商工組合中央金庫の財政基盤の強化に関する事項

ニ　その他危機対応業務の的確な実施に関する事項

二　他の事業者との適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項

イ　他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に関する事項

ロ　一般の金融機関その他の事業者の意見を商工組合中央金庫の業務運営に反映させるための取組に関する事項

ハ　その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組に関する事項

（納付の手続）

第四条　法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額が計上されている場合における第十七条の規定の適用については、同条中「第四十四条第二項」とあるのは、「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」とする。

（危機対応準備金の額）

第五条　法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一　法附則第二条の六第三項の規定により危機対応準備金の額を増加する場合　同条第二項の規定により出資された額の全額

二　法附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第三項の規定により危機対応準備金の額を増加する場合　同項に定める額

2　法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一　法附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額を減少する場合　同条第一号の額に相当する額

二　法附則第二条の八の規定により危機対応準備金を国庫に納付する場合　法附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十五条第二項第一号の額に相当する額

（危機対応準備金の額が変動する場合におけるその他資本剰余金の額の特例等）

第六条　法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額が計上されている場合における第十九条、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、第十九条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は法附則第二条の七第一号」と、同条第二項中「第四十四条第三項」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第三項」と、「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、第二十一条中「第四十七条第二項」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、第二十条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は法附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額」と、「同項第一号」とあるのは「同項第一号又は法附則第二条の七第一号」と、同条第二項中「第四十四条第三項」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第三項」と、「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、第二十一条中「第四十七条第二項」とあるのは「第四十七条第二項及び法附則第二条の十第二項」とする。

（危機対応準備金に係る報告義務）

第七条　法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額が計上されている場合における第二十二条の規定の適用については、同条中「第四十八条第一項」とあるのは、「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十八条第一項」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。